

# 附 録

## 附録目次

1	農薬の歴史	74
2	農薬と同じ成分を含む他の用途の薬剤	74
3	農薬の化学組成別分類表	75
4	農薬の半減期	76
5	農薬の魚毒性	77
6	農薬による中毒事故の発生状況	78
7	農薬関係法令等	
(1)	農薬取締法抜粋	79
(2)	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令	81
(3)	食品衛生法抜粋	82
(4)	毒物及び劇物取締法抜粋	83
(5)	その他関係する法律	84



## 農薬の歴史

古くは紀元前のギリシアやローマで、様々な植物を煮出した液やワインに作物の種子をつけるなどの防虫対策が行われていました。

日本での農薬の使用は、1670年（寛文10年）水稻のウンカ駆除に鯨油を用いた注油法が最初です。

1800年代には、除虫菊やデリスの根、硫黄と石灰の混合物、ボルドー液が利用されるようになり、20世紀前半までは、無機物を中心にした農薬が開発され実用化されました。

いま私たちが農薬と言っている化学農薬が使われだしたのは、1930年代ころからです。DDT、BHC、パラチオンが相次いで発見され、各種の化学農薬の開発が行われるようになりました。

日本でも、1921年（大正10年）に化学農薬第一号としてクロルピクリンが登場しました。

第二次世界大戦後、これらのたくさんの化学農薬が導入され、食糧の安定生産や農作業の省力化に大きな役割を果たしました。しかし、DDTやBHCなどの化学農薬は人や環境に対する安全性への配慮が欠けたものがあり、行政やメーカーの規制が行われ、姿を消していきました。

また、昭和46年の農薬取締法の改正では、残留農薬対策の整備、登録制度の強化、農薬の使用規制制度の導入を行うなど、法規制も食品の安全と環境への影響をより重視する方向に転換され、平成14年の改正では「農薬使用者の責任」が明確化されました。

平成15年に制定された食品安全基本法では、食の安全を基本とした枠組みの重要な要素として農薬が位置づけられました。

現在は、より安全で環境に影響が少なく、選択性の高いものの開発が進み実用化されています。

## 農薬と同じ成分を含む他の用途の薬剤

私たちの身の回りでも農薬と同じ成分の薬剤が使われています。例えば、家庭内でも、感染症を媒介する衛生害虫や不快害虫を駆除する殺虫剤が用いられますし、浴室やトイレ等水回りではカビ取り用洗剤や漂白剤が使われています。

家畜やペットに使用される動物用医薬品にも、ノミ取り用でペルメトリンが使われたり、畜舎の害虫駆除にMEPが使用されたりします。

また、工業製品にも、カビや細菌の繁殖を防ぐ殺菌剤が使われたり、建築木材や木製品を害するシロアリの防除剤など様々な場面で使用されています。

農薬の原体と同じ成分を含む薬剤で農薬（農業）以外の用途に使われるこれらの薬剤は、当然のことながら農薬取締法の適用は受けません。

## 農薬の化学組成別分類表

用途別 分類	化学組成による分類	代表的農薬の有効成分名	
殺虫剤 殺ダニ剤 殺線虫剤	天然物	ピレトリン、マシン油、ナタネ油など	
	有機合成化合物	有機塩素系	ベンゾエピンなど
		有機リン系	クロルピリホス、アセフェート、フェントロチオンなど
		カーバメート系	ベンフラカルブ、メソミルなど
		ピレスロイド系	エトフェンプロックス、シクロプロトリン、ピフェントリンなど
		ネオニコチノイド系	イミダクロプリド、アセタミプリド、ニテンピラムなど
		ベンゾイルウレア系	フルフェノクスロン、テフルベンズロンなど
		その他	クロルフェナピル、カルタップ、ブプロフェジンなど
	抗生物質	ミルベメクチン、エマメクチンなど	
	生物農薬	BT剤など	
殺菌剤	天然物	酢酸、マシン油、ナタネ油など	
	無機化合物	次亜塩素酸塩、炭酸水素ナトリウムなど	
	有機合成化合物	有機銅系	オキシ銅、ノニルフェノールスルホン酸銅など
		有機硫黄系	マンネブ、チウラムなど
		有機塩素系	フサライドなど
		ベンゾイミタゾール系	チオファネートメチル、ベノミルなど
		酸アミド系	メタラキシル、フルトラニル、メプロニルなど
		ジカルボキシイミド系	イプロジオン、プロシミドンなど
		アゾール系	トリフルミゾール、ピテルタノール、トリアジメホンなど
		ストロビルリン系	アゾキシストロビン、クレソキシムメチルなど
		アニリノピリミジン系	メパニピリム、シプロジニルなど
		ピロールニトリン系	フルジオキシニルなど
		その他	プロベナゾール、ジクロシメット、ジエトフェンカルブ、イソプロチオラン、オキサリニック酸など
	抗生物質	ストレプトマイシン、カスガマイシン、ポリオキシシンなど	
生物農薬	アグロバクテリウム・ラジオバクターなど		

用途別分類	化学組成による分類	代表的農薬の有効成分名	
除草剤	無機化合物	塩素酸塩、シアン酸塩など	
	有機合成化合物	アミノ酸系	グリホサート、グルホシネート、ピアラホスなど
		ビピリジニウム系	パラコート、ジクワットなど
		スルホニルウレア系	ベンスルフロロンメチル、ピラゾスルフロロンエチルなど
		イミダゾリノン系	イマザキンなど
		ピリミジニルサリチル系	ピリミノバックメチルなど
		尿素系	ダイムロン、イソウロンなど
		酸アミド系	テニルクロール、メフェナセツ、プレチラクロールなど
		カーバメート系	エスプロカルブ、ピリブチカルブ、フェンメディファムなど
		トリアジン系	アトラジン、シメトリン、メトリブジンなど
		ダイアジン系	ベンタゾン、ターバシル、レナシルなど
		フェノキシ酢酸系	トリクロピル、クロメプロップなど
		その他	トリフルラリン、ジチオピル、ブタミホスなど

### 農薬の半減期

農薬は散布されると、様々な経路を経て最終的にはその大部分が地上に落下します。地表面に落下した農薬は太陽光などにより分解され、土壌中では微生物の作用などにより分解されます。農薬がある量にまで減少する時間は、土壌に入った量によって当然異なります。

最初にあった農薬の残留量が1/2になる期間を半減期といい、土壌での残留性つまり減少速度を比較する指標とされています。

土壌中の減少速度は、農薬の種類、土質、試験方法等により異なりますが、現在、半減期が1年以上のものは原則として農薬登録されないことになっています。

## 農薬の魚毒性

(表) 農薬の魚毒性分類の基準

区分	分類の基準		注意事項の表示
	コイに対する TLm	ミジンコに対する TLm	
A類	10mg/Lより大	0.5mg/Lより大	通常の使用方法では魚介類に影響はない。
B類	10mg/L以下 0.5mg/Lより大	0.5mg/L以下	通常の使用方法では魚介類に影響は少ないが、一時的に広範囲に使用する場合十分注意する。
B-s類	2mg/L以下	-	B類区分のうち特に注意が必要なもの。
C類	0.5mg/L以下	-	散布された薬剤が河川・湖沼・海域及び養殖池に飛散または流入する恐れのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液ならびに使用後の空きびん及び空袋は河川などに流さず、適切に処理する。

A B B-s Cの順に毒性が強くなります。

TLm (半数致死濃度)

特定の供試魚を、農薬製剤や原体を溶解または懸濁させた水槽中で一定時間飼育し、その50%が生き残りうる薬剤濃度。

## 農薬による中毒事故の発生状況

(表) 農薬使用者の散布中の中毒事故発生状況

(単位：人)

年次	死亡 (( )内は散布中)	中毒 (( )内は散布中)
昭和32年～35年平均	45	681
昭和36年～40年平均	38(20)	322(296)
昭和41年～45年平均	39(15)	276(252)
昭和46年～50年平均	21(4)	233(216)
昭和51年～55年平均	17(6)	158(147)
昭和56年～60年平均	12(3)	68(59)
昭和61年～平成2年平均	6(3)	54(45)
平成3年から7年平均	4(1)	20(13)
平成8年	2(0)	66(60)
平成9年	4(0)	43(29)
平成10年	3(1)	50(44)
平成11年	0(0)	57(41)
平成12年	0(0)	42(30)
平成13年	2(1)	144(132)
平成14年	2(0)	56(48)
平成15年	6(1)	28(25)
平成16年	2(1)	54(39)
平成17年	6(0)	38(26)
平成18年	6(1)	28(11)
平成19年	0(0)	35(26)

昭和32年～昭和50年は厚生省薬務局監視指導課の調査による  
昭和51年以降は農林水産省農産園芸局植物防疫課の調査による  
自他殺は含まない

中毒についての緊急問合せ

散布中、散布後に異常を感じたら、直ちに最寄りの病院で手当を受けましょ  
う。医師への問合せには発生状況を正確に伝えましょう。(農薬の名称(容器  
のラベルがあれば持参する)、取り扱った量、時刻、異常時の発生状況(散布  
中か、誤飲か等)、今起こっている症状(意識の有無、けいれん等))

(財)日本中毒情報センター 「中毒110番」

・(大阪)072-727-2499 (365日 24時間対応)

・(つくば)029-852-9999 (365日 9～21時対応)



# 農薬関係法令等

## (1) 農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)抜粋

最終改正：平成19年3月30日法律第8号

### (目的)

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売(販売以外の授与を含む。以下同じ。)する者をいう。

4 この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。)が農作物等又は土壌に残留する性質をいう。

### (公定規格)

第一条の三 農林水産大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格(以下「公定規格」という。)を定めることができる。

2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

### (農薬の登録)

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録の有効期間

三 申請書に記載する前項第二号及び第三号に掲げる事項

四 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字

五 製造者又は輸入者の氏名及び住所

六 製造場の名称及び所在地

### (登録の有効期間)

第五条 第二条第一項の登録の有効期間は三年とする。

### (製造者及び輸入者の農薬の表示)

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないうで販売する場合にあつてはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一 登録番号

二 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字

三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四 内容量

五 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

六 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字

七 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

八 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

九 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

十 貯蔵上又は使用上の注意事項

十一 製造場の名称及び所在地

十二 最終有効年月

(農薬の使用の規制)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第十二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

第十二条の二 政府は、政令をもつて、次の各号の要件のすべてを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。

二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

2 都道府県知事は、水質汚濁性農薬に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則をもつて、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行なう当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

(農薬の使用の指導)

第十二条の三 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十一条又は第十二条第三項の規定に違反した者

二 第九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者

三 第九条の二又は第十条の四第二項の規定による命令に違反した者

四 第十二条の二第二項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者

五 第十四条第一項から第四項までの規定による制限又は禁止に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第二項、第八条第一項若しくは第二項、第十条、第十五条の二第五項又は第十五条の四第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第十三条第一項若しくは第三項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第三項若しくは第十三条の二第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十五条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十八条の二 第五条の二第三項、第六条第一項、第三項、第五項若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七条第一号（第二条第一項又は第九条第一項に係る部分に限る。）、第二号又は第三号（第九条の二に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第十七条（前号に係る部分を除く。）、第十八条又は第十八条の二 各本条の罰金刑

第二十条 第十七条の犯罪に係る農薬で犯人の所有し、又は所持するものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪の後、犯人以外の者が情を知つてその農薬を取得した場合においても同様とする。

2 前項の場合において、その農薬の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十一条 第十五条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。



## (2) 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 (平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号)

最終改正：平成17年5月20日農林水産省・環境省令第1号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

### (農薬使用者の責務)

#### 第一条

農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

### (表示事項の遵守)

#### 第二条

農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
  - 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
  - 三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
  - 四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
  - 五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
  - イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
  - ロ イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数
- 2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

### (くん蒸による農薬の使用)

#### 第三条

農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

### (航空機を用いた農薬の使用)

#### 第四条

農薬使用者は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
  - 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画
- 2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (ゴルフ場における農薬の使用)

#### 第五条

農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

### (住宅地等における農薬の使用)

#### 第六条

農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条

農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条

農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

第九条

農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

### (3) 食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)抜粋

最終改正：平成18年6月7日法律第53号

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第二条 国、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第三条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第五条 販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第七条 厚生労働大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、それらの物を食品として販売することを禁止することができる。

- 2 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。
- 3 厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつた物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができる。
- 4 厚生労働大臣は、前三項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。
- 5 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

- 2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。
- 3 農薬(農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第二項に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

#### (4) 毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号) 抜粋

最終改正：平成13年6月29日法律第87号

(目的)

第一条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

(禁止規定)

第三条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「毒物劇物営業者」という。)に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。



## (5) その他関係する法律

### 食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

牛肉をはじめとする多くの食品の偽装表示、輸入野菜の残留農薬問題、国内の無登録農薬の使用問題と食品の安全・安心に関わる問題が多発し、国民の不信感と食品の安全性への関心が高まった。

その中、消費者の健康保護の最優先、リスク分析手法の導入、リスク分析を基本とする食品安全行政を推進する体制整備が進められ、この法律が制定された。

（目的）

この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に的確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

### 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

### 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

### 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

### 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月16日法律第117号）

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

～ については、目的のみ抜粋しています。